

仕 様 書

1 業務名

文化プログラムパンフレット印刷及び発送業務委託

2 委託期間

契約の日から令和3年6月22日（火）まで

3 業務委託の内容

委託者が所有するデータや指定する文字原稿により、文化プログラムパンフレット（以下「パンフレット」という。）を作成し、委託者が指定する納品先へ発送する。

4 数量

25,000部

5 仕様

(1) 規格

| 項 目 | 内 容 |
|-----|--|
| サイズ | A4判（中綴じ、左開き） |
| 頁 数 | 表紙2頁＋本文26頁 |
| 印 刷 | 4色フルカラー 両面印刷 ・植物油インキ使用 ・印刷物へリサイクル適正および環境マークを表示 |
| 紙 質 | 表紙：再生マット紙90kg 本文：再生マット紙90kg |

(2) 内容

ア 紙面構成

別紙1「パンフレット紙面構成」のとおり

イ その他

- ・ページ割りや掲載内容は、委託者が指定するとおりとする。
- ・紙面構成やデザインは受託者において制作し、委託者と協議のうえ、決定すること。
- ・紙面構成やデザインの制作にあつては、三重の文化・芸術を全国に発信する内容とし、ユニバーサルデザインに配慮した配色、レイアウトとなるようデザインすること。
- ・マスコットおよびロゴマーク等の電子データは、委託者から提供する。
- ・三重県及び三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」とする。）が所有・管理する写真画像及び刊行物の掲載文等の使用を希望する場合は、事前に申し出ること。
- ・文化プログラム事業の紹介ページに掲載する内容は、契約締結後に委託者が Excel データにて提供する。

6 校正

校正回数は、制限なしとする。

委託者の校正を受ける際に提出する形式は、委託者の指定がない場合は、出力した紙とデータ（PDF）の両方で提出すること。また、電子メールでデータを提出する際は、デ

ータを分割する等しメールで容易にやり取りできる容量（5MB程度）、かつ掲載内容が十分確認できる解像度のデータを提出すること。

7 成果品の納入

(1) 納入する成果品

ア パンフレット 25,000部

イ パンフレットデータ（ホームページ掲載用データを含む）を収めたCD又はDVD
1枚

※データ形式は、a i ファイル及びPDFファイルの2種類とし、ホームページ掲載用データの形式は、委託者と協議のうえ決定すること。

ウ 業務完了報告書 1枚

※委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を提出し、完了検査を受けること。

(2) 納入期限

令和3年6月22日（火）

(3) 納品場所

別紙2「納品先一覧」のとおり

※納品先の詳細情報は、契約後、委託者が提供する。

なお、納品先・数量等については一部変更が生じる場合がある。

(4) 納品方法

- ・50部ごとに包装を行うなど、管理しやすい数量で梱包し納品すること。また、開封せずとも中身が把握できるようにするため、包装紙等の上面と側面に品名「文化プログラムパンフレット」と数量を表示すること。
- ・発送に使用する封筒や段ボール等は受託者が用意すること。
- ・委託者が指定する送付状（A4判）を同封すること。送付状のデータは、委託者が提供したものを受託者の負担で印刷すること。
- ・配送先ごとの部数および配送日のわかる伝票等（送り状控え等）を、令和3年6月22日（火）までに、委託者に提出すること。

8 特記事項

(1) 契約締結後、委託者と受託者で制作スケジュールの打合せを行うこと。

(2) 素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

(3) インク汚れ、乱丁、落丁等が相当ある場合は刷り直すこと。

9 著作権関係

(1) 受託者は、委託業務の実施により作成される成果品の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、納品の確認をもって全て委託者に譲渡することとする。

(2) 受託者は、本業務の遂行及び本業務における成果物に対する著作者人格権の行使をしないものとする。

(3) 委託者は、当該成果物の内容を受託者の許諾なく、自由に公表することができる。

(4) 本原稿の二次利用は、委託者に帰属する。

10 秘密の保持

- (1) 本業務の遂行に際して知り得た情報については、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、他の目的での利用、第三者もしくは当業務に携わる人員以外の者に開示、漏えいしてはならない。
- (2) 本業務に関する秘密保持は、本業務契約終了後もその効力を有する。

11 個人情報の適正管理

本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

13 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

14 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と緊密な連携をとり、その指示に従うこと。
- (2) 三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「両大会」という。）の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容及び委託額等の取扱いは、委託者と受託者が協議のうえ、決定すること。
- (3) 両大会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受託者は委託者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、製作した業務に係る費用を積算したものを、委託者の指定する日時までに提出すること。
- (4) 本業務に関し疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、決定すること。
- (5) 県実行委員会が解散した場合、契約に基づく当該成果品に関する権利は、三重県に承継されるものとする。
- (6) 先催県の文化プログラムパンフレットは、県実行委員会事務局内で閲覧することができる。（閲覧可能な時間：三重県庁の開庁日の午前9時から午後5時まで）